

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

4月分給与から新税額表を適用

Q: 私は、会社の経理を担当しています。ところで、所得税減税が実施され、給与計算に使う源泉徴収の税額表も新しい表を使うと聞いたのですが、いつの給与から新しい税額表を使うのでしょうか。

A: 4月1日以後支払われる給与から、新税額表を使うことになります。

【解説】

平成11年度の改正では、所得税と住民税を合わせた最高税率を65%から50%へ引き下げるとともに、所得税については20%、住民税については15%の定率減税を行うことになりました。

サラリーマンについては、11年4月1日以後支払われる給与等から、「20%定率減税」と「最高税率の引き下げ」を織り込んだ新税額表を適用して、源泉徴収税額を計算することになります。

なお、サラリーマンの源泉徴収に関しては、「6月特例」もありますので、注意してください。

6月特例とは、サラリーマンのうち、6月1日時点での甲欄適用者について、6月1日以後最初に支払われる給与等に係る源泉徴収税額から「1月～3月分について源泉徴収された所得税×20%」を控除して源泉徴収を行うものです。

ただし、この特例は、1月から3月の主たる給与支払者と6月の給与支払者が同一でなければ使えません。

